MANAGEMENT POST

Vol.34-02

www.yanagisawakaikei.net.

柳澤会計グループ

Yanagisawa Accounting Firm

〒391-0003　長野県茅野市本町西 1-40

TEL：0266-72-5060　FAX：0266-72-5063

2023年経営革新 新春WEBセミナーを開催しました

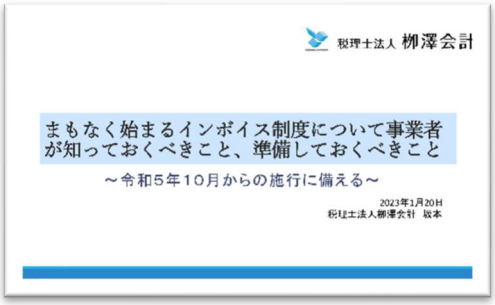

新春恒例となりました『経営革新新春セミナー』を令和５年１月２０日（金）にオンライン形式で開催しました。お忙しい中、多くの方にご参加いただきまして、ありがとうございました。

今回は『中小企業を取り巻く状況の変化』、『令和５年度税制改正大綱』、『まもなく始まるインボイス制度について事業者が知っておくべきこと、準備しておくべきこと』、『人事・労務の注目ＮＥＷＳ』の４項目について講演をさせていただきました。

特にインボイスの対応については今後数ヶ月で対応を済ませることが必要となり、事業者への影響が大きい制度となっていますので早めに対応を済ませていただければと思います。

確定申告の資料準備ご協力のお願い

所得税確定申告の受付開始の季節となりました。

確定申告の受付開始は**令和５年２月１６日（木）となります。**ご多忙の中恐れ入りますが、早期の資料準備のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

これまで申告が必要なくとも、「不動産の譲渡があった」、「保険の満期で保険金の入金があった」、「副収入があった」等ありましたら申告が必要となるかもしれません。

納税方法につきましても、今回より PayPay 等のスマホアプリで納付が出来るようになりました。

国税庁の令和４年分確定申告特集ページも公表されており、確定申告について分かりやすくまとまっております。チャットボットにて以下の相談も２４時間行うことが出来ますので、是非活用してみてください。

・所得税の確定申告に関するご相談（令和４年分）
・消費税の確定申告に関するご相談（令和４年分）
・インボイス制度に関するご相談

(国税庁令和４年度確定申告特集サイト：
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm)

― 贈与税の申告③ ―

今回は、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税について解説を行います。この制度は、令和４年１月１日から令和５年１２月３１日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得または増改築等（以下「新築等」といいます。）の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。この非課税の適用を受けるためには、贈与を受けた年の翌年３月１５日までに贈与税の申告書等の提出が必要となります。

住宅用の家屋の種類 贈与の時期	省エネ等住宅	左記以外の住宅
令和４年　１月　１日から 令和５年１２月３１日まで	１，０００万円	５００万円

■ 適用要件（一部抜粋）

- 受贈者の贈与を受けた年の合計所得金額が 2,000 万円以下であること。（新築等をした住宅用の家屋の床面積が 40 ㎡以上 50 ㎡未満である場合は 1,000 万円以下）
- 平成２１年分から令和３年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けたことがないこと。
- 親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋を取得、又は新築若しくは増改築等をしたものではないこと。
- 贈与を受けた年の翌年３月１５日までに、住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築等をすること。
- 贈与を受けた時に、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していること。
- 建物等の新築・取得等においても要件がありますのでご注意ください。

所得税の住宅借入金等特別控除（いわゆる住宅ローン控除）と住宅取得等資金の贈与の非課税措置の併用時における注意点！

非課税制度の適用を受ける人が、所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受ける場合において、次の①の金額が②の金額を超えるときには、その超える部分に相当する金額については住宅ローン控除の適用はありません。（金額は例示になります。）

① 住宅借入金等の年末残高の合計額（2,500万円）

② 住宅用の家屋の新築等の対価の額又は費用の額（2,800万円）から、非課税制度の適用を受けた部分の金額（1,000万円）を差し引いた額（2,800万円－1,000万円＝1,800万円）

上記の例の場合、①の金額2,500万円が②の金額1,800万円を超えていますので、超える部分に相当する金額（2,500万円－1,800万円＝700万円）については住宅ローン控除の適用はできません。

住宅ローン控除を優先して適用する場合には、非課税制度の適用を受ける金額を少なくして贈与税の申告をする必要があります。

（坂本憲彦）

税金・会計 Q&A

Q 医療費を多く支払った場合、税金が戻ってくる？

個人で１年の間に多額な医療費を支払った場合、所得税の確定申告をすることによって、税金（所得税）が戻ってくる場合があります。

1. 医療費控除とは

一定額以上の医療費を年間で支払った場合に、所得税の確定申告をすることによって、納めた税金（所得税）の一部が戻ってくる場合があります。
これを「医療費控除」といいます。

2. 医療費の合計が10万円を超えると控除が受けられます！

医療費控除の対象になる金額は、支払った医療費から保険金などで補填された額を引き、さらに 10 万円を引いた額となり、上限が 200 万円となります。ただし、総所得が 200 万円以下の人の場合には、10 万円の代わりに総所得の 5%を引いた額となります。

3. 医療費控除の対象となる医療費

医療費控除の対象になる医療費は、「治療を目的とした医療費」です。「予防を目的とした医療費」は、対象になりません。また、医療機関に通院や入院をするための交通費のうち、バスや電車などの公共の交通機関によるものは、医療費控除の対象となります。タクシーの利用は、急を要しているケースや電車やバスの利用ができない場合のみ認められ、申告の際に領収書の添付が必要となります。

Q セルフメディケーション税制で税金が戻ってくる？

1. セルフメディケーション税制とは？

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている方が、その年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために12,000円を超える対象医薬品を購入した場合にその購入費用について所得控除を受けることができるものです。（所得控除限度額88,000円）
※この控除を受ける場合には、通常の医療費控除を受けることができません。（医療費控除と選択適用）

2. 適用できる人

適用を受けようとする年分に、次のような「健康の保持増進及び疾病の予防に関する一定の取組」を行っている居住者が対象となります。

①保険者（健康保険組合等）が実施する健康診査【人間ドック等】
②市区町村が健康増進事業として行う健康診査
③予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
④勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】
⑤特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導
⑥市区町村が健康増進事業として実施するがん検診

3. 必要な書類

セルフメディケーション税制の適用を受けるためには、対象医薬品を購入した際の領収書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類を、自宅で５年間保管する必要があります。

（橋本健治）

令和４年分 所得税の確定申告

■スマホ申告

・スマホとマイナンバーカードでe-Tax

スマホとマイナンバーカードがあればいつでもどこでもe-Taxによる申告ができます。パソコンで申告書を作成される方もスマホのアプリ（マイナポータルアプリ）でパソコン上に表示されたＱＲコードを読み取れば、e-Taxによる申告ができます。

・マイナポータル連携による申告書の自動入力対象が拡大

「マイナポータル連携」とは、所得税確定申告手続について、マイナポータル経由で、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能です。右図の通り、令和５年１月以降、マイナポータル連携の対象が拡大されました。

・スマホアプリで納税可能

PayPay　d払い　au PAY
LINE Pay　Pay　amazon pay

令和４年12月１日から、「国税スマートフォン決済専用サイト」（スマホ専用）において、スマホアプリ（〇〇Pay等）を利用することにより納付できます。

上記の詳細については、国税庁ホームページ「令和４年分確定申告特集」をご覧ください。

（北原隆幸）

職員コラム　～ 図書館 ～　北原 隆幸

私は数ヶ月前から公立図書館へよく通っています。以前から書店へ行く機会は多かったのですが、図書館通いもまた楽しく、その魅力を改めて感じています。

書店に行くと、自分が所有したい本、勉強に使う本などを見つけて購入しますが、積読（積んどく）になりがちでした。買ったからいつでも読める、という状況がかえって読む機会を失ってしまい、そのうち興味が薄れてしまうこともありました。公立図書館は無料で利用可能なのはもちろん、貸出期間が２週間と決められているため、その期間で読み切ろうという意識になります。読む目的に応じて、図書館を利用することもいい選択だと思います。どこでどんな良書に出会えるのか、いつも楽しみです。

図書館には古い本が多いという印象もありますが、意外にも最近出版された本も多く、驚くことがあります。新しい本や人気がある本は貸出中になっていることもありますが、予約することもできますし、それを待つのもまた楽しみだったりします。

図書館には一般的な本に限らず、雑誌、新聞、趣味の本など様々なものが並んでいます。私はビジネスや経済の本を読むことが多いのですが、コミックコーナーの前を通ると、懐かしの漫画につい手が伸びてしまいます。

社会人になってから図書館に行ったことがない、という方もいらっしゃるかもしれませんが、是非一度行ってみてはいかがでしょうか。きっと新しい発見があると思います。